

○多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱

令和7年5月12日告示第67号

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい児が身近な地域で支援を受けられる環境を整備し、生活支援の充実を図るため、放課後等デイサービス事業所（重症心身障がい児向けを除く。）が未設置となっている当町において事業者の新規参入を促進することを目的として、開設当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなかった報酬の一部を補助する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、多可町とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「放課後等デイサービス事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後等デイサービス（重症心身障がい児向けを除く。）事業所をいう。（既存の障がい児通所事業所と一体的に運営される事業所を含む。）

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、放課後等デイサービス事業所として、町内で初めて事業指定を受けた事業所を運営する法人とする。

(補助対象経費、補助上限額、負担割合)

第5条 補助対象経費、補助上限額、負担割合は、次表のとおりとする。

補助対象経費	月ごとに下記の計算をする。 (定員10人×月の開所日数－月の利用児童の利用日数の合計) ×放課後等デイサービス事業の指定定員10人における基本報酬単価 ※基本報酬単価にあつては、医療的ケア区分の報酬単価は採用しない。 ※月の利用児童の利用日数にあつては、放課後等デイサービスを含む多機能型事業所の場合、他のサービスを利用する児童も放課後等デイサービスを利用したものとみなして利用日数に含める。 ※経費の計算にあつては、定員10名を上限とし、事業所が定める定員が9名以下の場合、事業所が定める定員の開所日数を基準にする。 ※補助期間は事業開始月から1年間とする。
補助上限額	1,800,000円 ※事業が次年度に及ぶ場合は、補助金の額を通算します。
負担割合	町1／4 事業所3／4

(補助金の額)

第6条 町長が事業指定を受けた事業所を運営する法人に交付する補助金の額は、月ごとに前条に定める補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とする。

2 補助金の額は、千円単位とし、千円未満については切り捨てるものとする。

3 補助金の総額は、前条に定める補助上限額までとする。

(承認の申請)

第7条 承認の申請は、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請書（様

式第1号)に承認申請情報提供書(様式第2号)、収支計画書(様式第3号)、開設予定地の地図(様式任意)、予定事業所の平面図(様式任意)を添えて行うものとする。

(承認申請の辞退)

第8条 前条の規定により承認申請をした後に、承認申請を辞退するときは、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請辞退届出書(様式第4号)により行うものとする。

(承認する事業者の選定)

第9条 承認する事業者の選定は、公募により行い、詳細は別に定めるものとする。

(承認の決定通知)

第10条 承認の決定は、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第11条 月次の実績報告は、翌月の10日までに多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実績報告書(様式第6号)に、当該月に利用された児童全員(多機能型事業所の場合、他のサービスを利用された児童も含む。)の障害児通所支援給付費・入所給付費等請求書及びサービス提供実績記録票の写しを添えて行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、翌月の10日までに多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金請求書(様式第7号)に多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金額計算書(様式第8号)を添えて行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は前条に規定する請求書が提出されたときは、請求内容を確認し、請求月の翌月末に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助の決定を受けたとき。
- (2) その他、適切な運営がされていないと認められたとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業の承認を受けたいので多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業所 所在地
名 称

2 添付書類

- (1) 承認申請情報提供書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 開設予定地の地図（様式任意）
- (4) 予定事業所の平面図（様式任意）

様式第2号（第7条関係）

承認申請情報提供書

提出日	年 月 日
-----	-------

1 申請者情報

申請者	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者		
	指 定 申 請 担 当 者		
	担当者 連絡先	電話番号	
		ファックス番号	
		メールアドレス	

2 事業所基本情報

事業所名称	
事業所所在地	
開始予定年月日	年 月 日
定員	名
事業実施地域	

3 サービス内容等

営業日等	営業日		
	営業（業務）時間		
	サービス提供時間 ※基準省令 でいう「営業 時間」	平日	
		土日	
費用 徴収	送迎費用		
	その他費用		
基本方針・運営方針の要旨			
主な活動・特色			
具体的なサービス内容 （1日のサービス 提供の流れ等）			

承認申請情報提供書

4 職員体制

職員 状況 ※経 歴が 分かる ものを 添付し てくだ さい。	管理者	氏名			
		資格状況			
		兼務業務			
	児童発達 支援管理 責任者	氏名			
		資格状況			
		実務経験年数	全体	業務名： [年数：]	
			うち障害児・児 童・障害福祉経験	業務名： [年数：]	
		研修受講状況		児童発達支援管理責任者研修 相談支援従事者初任者研修【講義部分】 年 月 修了・予定 年 月 修了・予定	
		人員配置 基準上配 置すべき職 員	予定者1	常勤・非常勤の別： 勤務時間： 保有資格：	
	予定者2		常勤・非常勤の別： 勤務時間： 保有資格：		
	その他職員[いる場合]		常勤・非常勤の別： 勤務時間： 保有資格：		
	その他職員[いる場合]		常勤・非常勤の別： 勤務時間： 保有資格：		

5 設備状況

必要 な設 備の 確保 状況	建物状況	自己所有 ・ 賃借(借主名)			
	面積	○予定事業所の件延床面積： m ² ○うち事業利用延床面積： m ² ※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載してください。			
		【内訳】指導訓練室： m ² 相談室： m ²		事務室： m ² その他： m ²	

6 その他の状況

協力医療機関			
事業所の近隣周辺への説明			
	質問	回答	
令和3年3月末現在、放課後等デイサービス事業所を運営している場合は、回答欄「ある・ない」のうち、該当するほうを「○」で囲んでください。 ※重症心身障がい児向けを含む。 ※多可町内外を問いません。	過去2年間、放課後等デイサービス事業所において、重大な事故や不祥事がありますか。	ある ・ ない	
	過去2年間、放課後等デイサービス事業所において、基準違反による報酬の減算をしたことがありますか。	ある ・ ない	
	過去2回の決算において、放課後等デイサービス事業所が赤字になったことがありますか。	ある ・ ない	

様式第3号（第7条関係）

収 支 計 画 書

事業所名

定員 10 人

(金額: 千円)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1年間計
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
収入見込み	月の開所日数													0日
	月の実利用児童数													0人
	月平均報酬額 (1人あたり) (千円単位)													
	通所給付費受入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自己資金・借入金													0
	新規開設支援事業補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基本報酬単位	604												
	その他収入													0
収入見込計(A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出見込み	人件費													0
	旅費、交通費													0
	事務所賃借費													0
	通信費													0
	諸経費													0
	支出見込計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額(A)－(B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金残高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要記入 ⇒		共通経費の有無		有 ・ 無		按分方法		按分率						

収 支 計 画 書

事業所名

※ 申請に係る事業についての収支のみを計上しますので、他事業との共通経費などは、収入按分するなど適切な方法で計上してください。

(記入例) 共通経費の有無 有 ・ 無 按分方法 収入按分 按分率 障害福祉サービス: 障害児通所支援 = 6 : 4

※ 事業開始月から1年間の収支予算を月別に計上してください。(支出の費目はもっと細かく記載しても可)

※ 通所給付費は、国保連に請求した月の翌月末に振り込まれますので、事業開始から2か月間は受入額は「0」となります。

(例) 10月サービス提供分は、11月に請求し、12月末に振り込まれます。

※ 新規開設支援事業補助金は、多可町に請求した月の翌月末に交付しますので、事業開始から2か月間は補助金は「0」となります。

(例) 10月サービス提供分は、11月に多可町に請求していただく12月末に交付します。

※ 定員が10人でない場合は、表中太枠内を修正してください。

※ 基本報酬単位が604単位でない場合は、表中太枠内を修正してください。

※ 経費には、消耗品費、光熱水費、車両管理費、研修費、宣伝広告費、租税公課、社会保険料、借入金返済、レンタル料等が見込まれます。

※ 自己資金又は事業開始前の借入金は事業開始月に計上してください。

※ この色のセルには計算式が入っています。

様式第4号（第8条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請辞退届出書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請を辞退するので多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 事業所 所在地
名 称

2 辞退の理由（別途、資料により理由を述べていただいても構いません。）

--

様式第5号（第10条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

多可町長



多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業の承認について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 審査内容 ・ 事業の承認について
- 2 決定内容 ・ 承認する ・ 承認しない
- 3 事業所 所在地
名 称

様式第6号（第11条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実績報告書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業に係る実績について、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業所 所在地
名 称

2 サービス提供年月 年 月

3 添付書類

- (1) 当該月に利用された児童全員の障害児通所支援給付費・入所給付費等請求書の写し
- (2) 当該月に利用された児童全員の放課後等デイサービス提供実績記録票の写し

様式第7号（第12条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金請求書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

○年○月○日付け多福第○号で承認された多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金を、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業所 所在地
名 称

2 補助金請求額 円

3 サービス提供年月 年 月

4 添付書類

・多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金額計算書（様式第8号）

5 振込先口座

銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店 出張所			種目	口座番号						
金融機関コード				店舗コード			普通預金 当座預金 その他 ()							
フリガナ														
口座名義人														

様式第8号（第12条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金額計算書

事業所名称		事業所番号							(金額:円)
初年度(年度)									
月	定員	開所日数	A × B	利用児童の 利用日数の合計	補助対象日数 (C-D)	基本報酬単価 (基本報酬単位 × 10円)	補助対象経費 (E × F)	補助金額(G × 1/4) (千円未満切り捨て) (補助上限額1,800,000円)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	
4			0		0			0	
5			0		0			0	
6			0		0			0	
7			0		0			0	
8			0		0			0	
9			0		0			0	
10			0		0			0	
11			0		0			0	
12			0		0			0	
1			0		0			0	
2			0		0			0	
3			0		0			0	
計	0	0	0	0	0			0	0

※ 補助期間は事業開始月から1年間

次年度(年度)									(金額:円)
月	定員	開所日数	A × B	利用児童の 利用日数の合計	補助対象日数 (C-D)	基本報酬単価 (基本報酬単位 × 10円)	補助対象経費 (E × F)	補助金額(G × 1/4) (千円未満切り捨て) (補助上限額1,800,000円)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	
4			0		0			0	
5			0		0			0	
6			0		0			0	
7			0		0			0	
8			0		0			0	
9			0		0			0	
10			0		0			0	
11			0		0			0	
12			0		0			0	
1			0		0			0	
2			0		0			0	
3			0		0			0	
計	0	0	0	0	0			0	0

事業が次年度に及ぶ場合は、補助金の額を通算します。

※ 補助期間は事業開始月から1年間